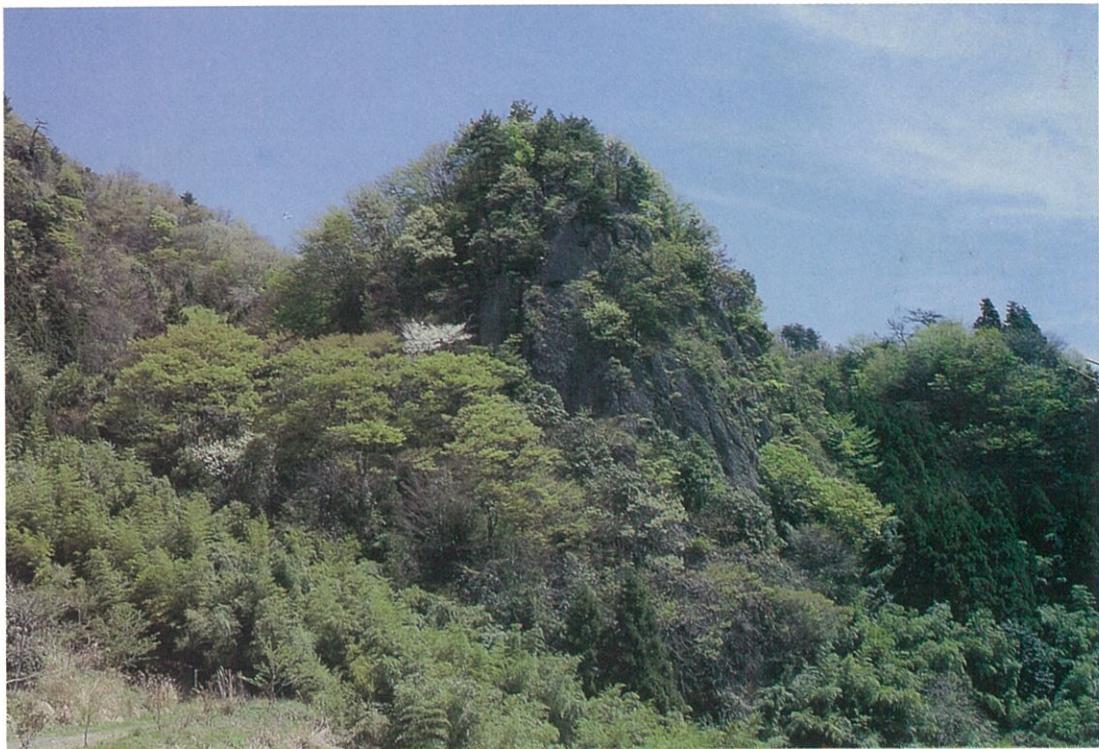


### 33 地割自然環境保全地域



#### 1 地域指定

- (1) 指定地域 諸沢地区地割周辺一帯（山方町）
- (2) 指 定 昭和60年8月1日（茨城県告示第1133号）

#### 2 保全計画の概要

##### (1) 指定理由

本地域は、第三紀中新世の海底火山の噴出岩と考えられている火山角礫岩からなる山地で、尾根は岩盤が露出し西、北斜面は垂直に近い急崖になっている。これらの岩壁やそこに生育する岩上の着生植物はこの地域の特徴であり、植生状況や地質を考察する上で学術的にも貴重な地域である。

さらに、動物相も哺乳類、昆虫、野鳥と森林性のものが豊富に生息している地域である。

このように、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第3号及び第5全に規定する「地形若しくは地質が特異な区域」、「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当しており、自然環境保全地域として保全を図る必要がある。

##### (2) 自然環境の概要

###### ア 植生

本地域の植生は、山頂部から西面にかけてコナラの群落を主に、シラカシ、エンコウカエデ、マルバアオダモ、アカマツ、ヤマザクラ、ネズ等の二次林と岩上に植生するイワヒバ、フクロダガヤ、イワデンダ、イワオモダカ、ヒナラン、ミヤマスカシユリ、ウチョウラン、ムギラン、マメヅタラン等の集塊岩上特有の種類が豊富に生育している。

特に、フクロダガヤは関東北部に稀産する種で分布がせまく、ミヤマスカシユリは、埼玉県武甲山と本県の限られた地域に自生する極めて珍しい種である。

さらに、名種野生ランの分布域は本州中南部以南とされているが、本県の限られた地域に隔離分布していることは、植物分布上特異性を有し、極めて珍しい地域といえる。

###### イ 野生動物

本地域には大型哺乳類が多く、ハクビシンが発見されたこともあり、ニホンリスをはじめ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、イタチ等が生息している。また野鳥類も森林性のものが多く、昆虫についても本県を北限とするモンキアゲハ等が確認され豊富な動物相が生息している優れた自然環境を形成している。

#### ウ 地形、地質、自然環境

本地域は、各所で垂直に近い急崖をなし、男体山と西金沙山との連なる間に位置し、第三紀中新世の海底火山の噴出岩と考えられている男体山火山角礫岩からなっている。

この男体山を形成する集塊岩は、下位に北東方向に傾く浅川層が接し、この層の上部は大円寺シルト岩部層と呼ばれ、北東に傾斜し急崖基部の緩傾斜平坦面を構成しておりケスタ地形の特徴をよく表している。

#### (3) 区 域

##### ア 区域の概要

本地域は、山方町の北東部に位置し国道118号線から約6キロメートル入った山間地で、東側は久慈郡水府村、北側は久慈郡大子町に接した諸沢地区地割に在する森林地域である。

##### イ 位置及び区域

茨城県那珂郡山方町大字諸沢字地割の一部（別図のとおり）

#### (4) 自然環境保全に関する基本的な事項

##### ア 保全すべき自然環境の特質

本地域は、安山岩質集塊岩から構成され、各所で垂直に近い急崖となり、特異な地形を形成している。林相はコナラの群落を主にアカマツ等が点在し、特に保全すべきものとしては、イワヒバ、フクロダガヤ、イワデンダ、ミヤマスカシユリ、イワオモダカ、ウチョウラン、ヒナラン、マメズタラン、ムギラン等の特殊な着生植物がある。また、大型哺乳類、鳥類等動物相も数多く見られる等良好な自然環境を形成している。

##### イ 権利制限関係等の概要

特記事項なし

##### ウ 保全のための規制に関する方針

本地域全域を普通地区とし、特に岩上に植生する着生植物及び高木層、低木層の現在の自然環境を維持するため、積極的に保全を図る。

##### エ 保全施設に関する方針

良好な自然環境を保全するため、標識等を設置するとともに必要に応じてその他の保全施設を設ける。

#### (5) 地区指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

名 称	位置 及 び 区 域	面 積	土地所有別面積	摘要
地割自然環境保全地域 普通地区	茨城県那珂郡山方町大字 諸沢字地割の一部	ヘクタール 10.20	国有地 公有地 民有地 —ヘクタール —ヘクタール 10.20 ヘクタール	地割自然環境保全地域の全域

総括表

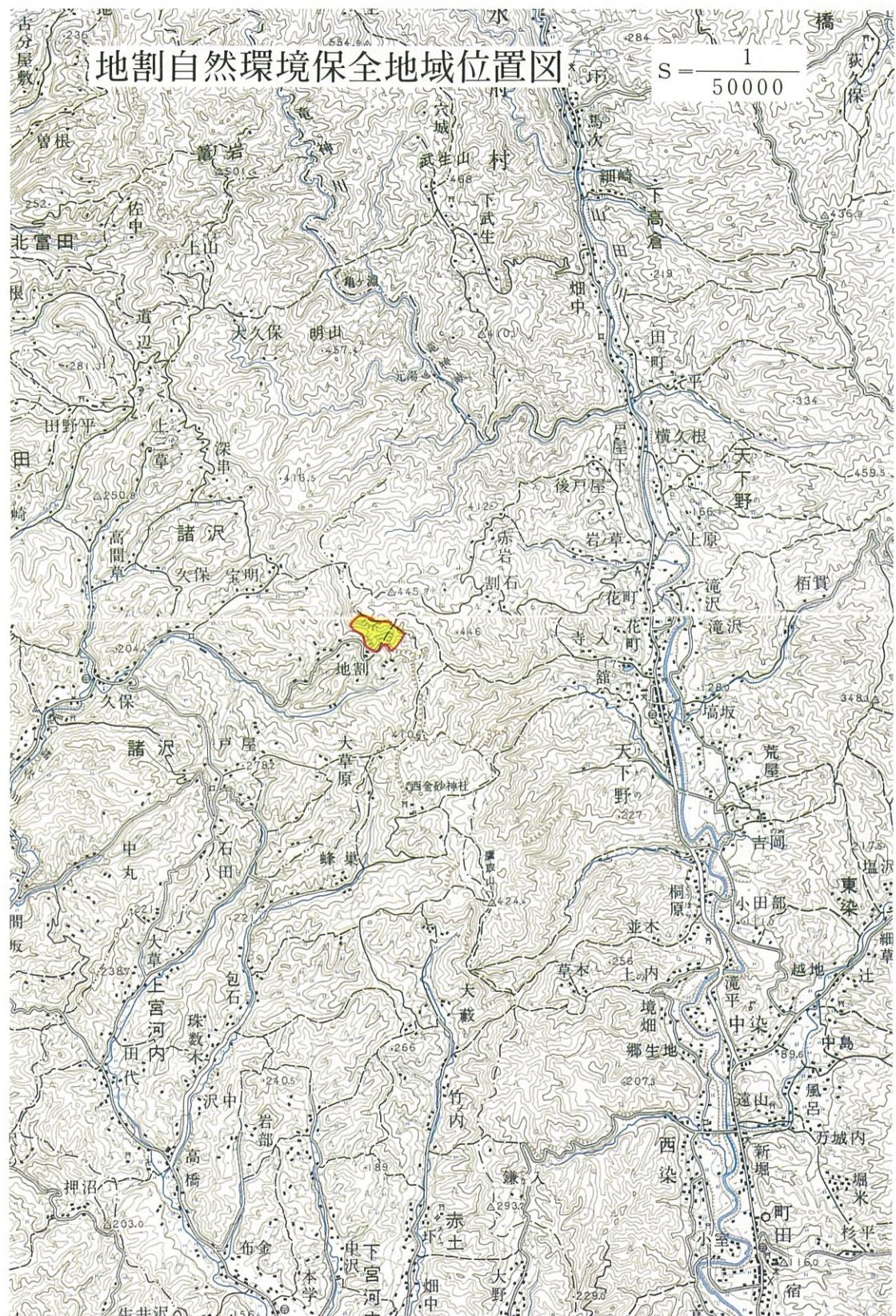
区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 计		
土 地 所 有 别	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土 地 所 有 别 面積(ha)	0	0	0	0	0	10.20	0	0	10.20
地 区 别 面 積 (ha)	0			10.20			10.20		
地 区 别 比 率 (%)	(0)			(100)			(100)		

#### (6) 保全のための規制に関する事項

良好な自然環境を積極的に保全するため、各種行為に対する規制は、条例の定めにより行う。

# 地割自然環境保全地域位置図

S =  $\frac{1}{50000}$



# 地割自然環境保全地域区域図

S =  $\frac{1}{5000}$

## 区域線表示凡例

- ①—② 地番界
- ②—③ 国有林界
- ③—④ 地番界
- ④—⑤ 道路界
- ⑤—⑥ 地番界
- ⑥—① 道路界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置

